

成果品の品質確保方策

〔 成果品のチェック体制の強化
施工段階における設計者の関与 〕

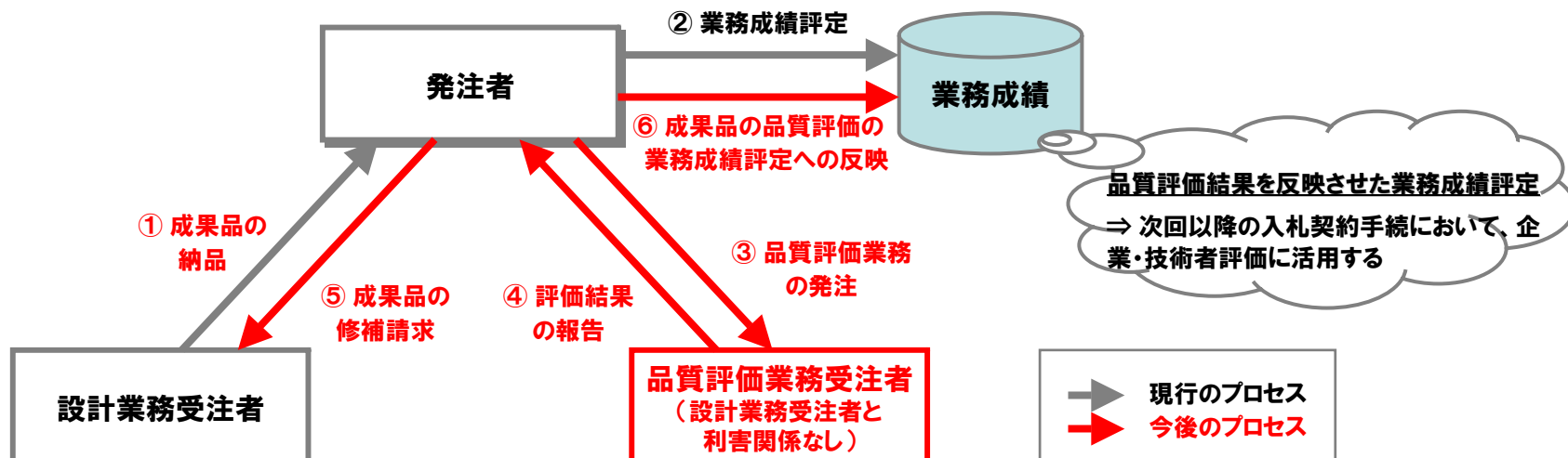
成果品の品質評価の実施

1. クロスチェックの導入目的

◆ 完了検査では、履行内容が契約図書に示されたものになっているかの確認を行い、設計成果品の品質評価によってさらに現場条件との適合性や複数業務との適用条件の整合性などの評価を行うことにより、目的物の品質の向上に寄与する。品質評価の結果を業務成績に反映させることにより、設計者の自主的な設計照査の強化を期待する。

2. 成果品の品質評価の概要

- ◆ 完了検査を受けた設計成果品の納品後、業務成績評定を行う。
- ◆ 完了検査後2～3ヶ月以内に品質評価業務を発注し、設計成果品に対して品質評価を行う。業務成績評定の配点を変更することにより、その結果を業務成績評定に反映させる。
- ◆ 発注者は、成果品の品質評価により修正箇所が明らかになった場合には、設計業務受注者に対して設計成果品の修補請求をするとともに、その修正内容に応じて業務成績評定点を修正(減点)する。
- ◆ 品質評価の対象業務は、構造計算を伴う詳細設計業務とする。



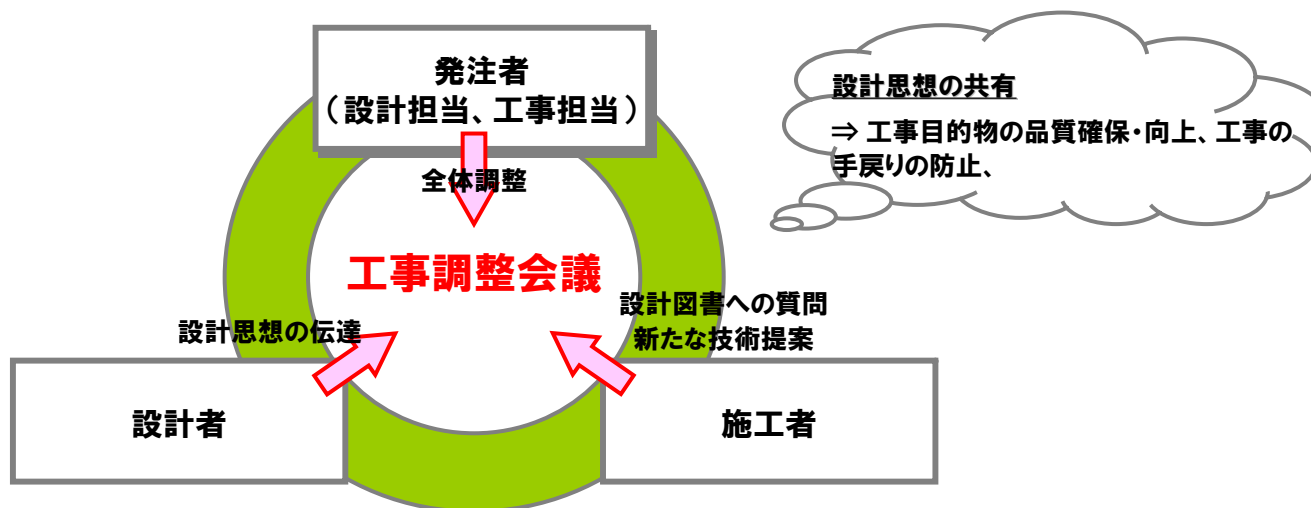
工事調整会議の設置

1. 工事調整会議の目的

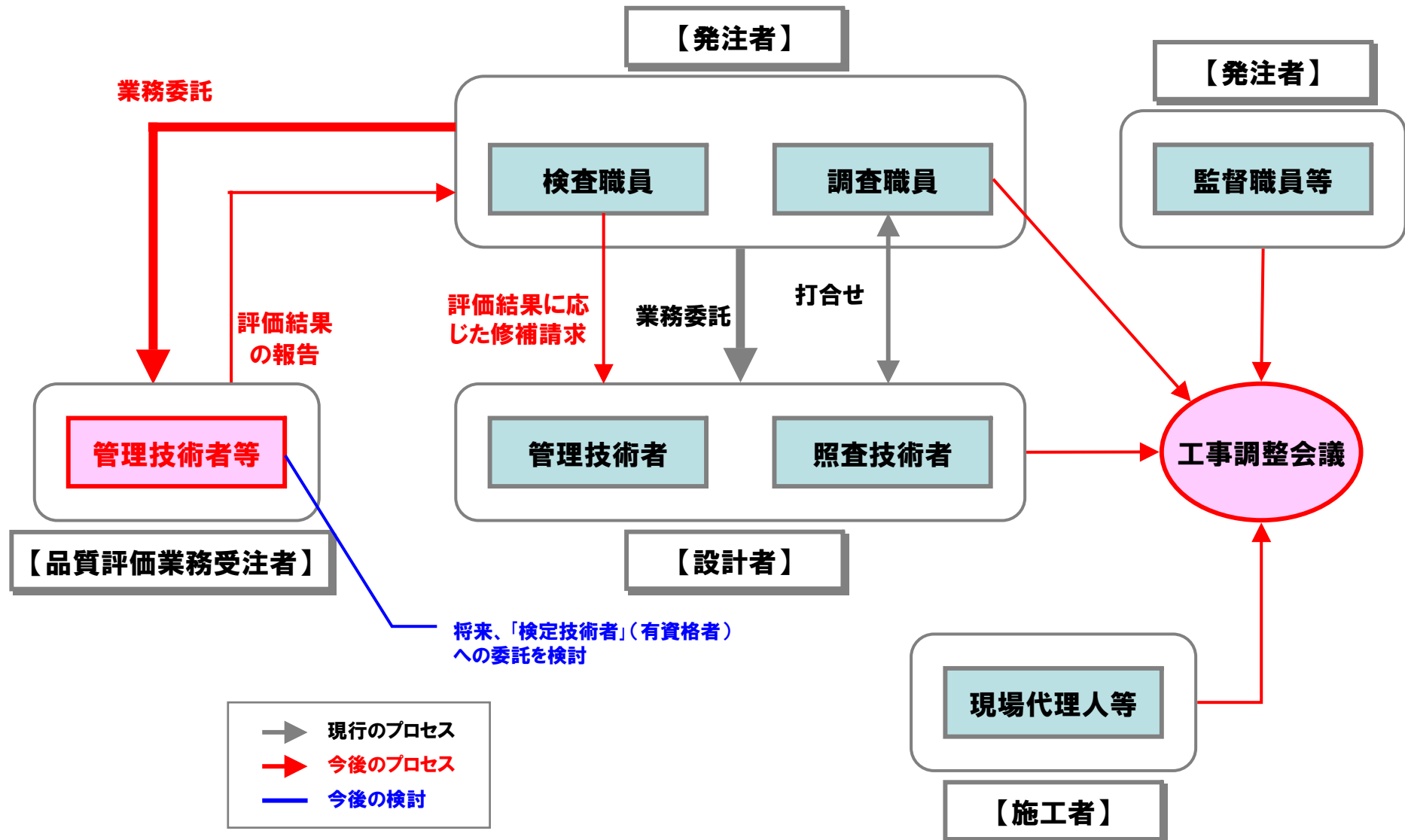
◆ 設計成果品だけでは、監督職員や施工者に設計思想を十分に伝達できないことにより、工事目的物の品質低下などが懸念されるため、**設計思想の伝達**を行い工事目的物の品質確保を図る。

2. 工事調整会議による品質確保・向上の概要

- ◆ 工事調整会議は、施工者が設計図書を照査した後に、施工計画書の作成前に開催するものとし、**発注者（設計担当、工事担当）、設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）**が出席する。
- ◆ 会議では、発注者（設計担当）・設計者から設計思想や施工上の留意事項等を説明するとともに、施工者から設計図書に対する質問や現場条件に適した技術提案などを受ける。
- ◆ 工事調整会議の対象工事は、**設計思想の伝達・共有の必要性が認められる工事**とし、維持修繕工事・緊急工事などは対象外とする。



コンサルタント業務の品質確保方策



平成19年度の実施内容(案)

【品質確保の取り組み目標】

【成果品の品質評価】

- 重要な構造物に対して、全国的に試行する。ただし、試行期間中には、業務成績評定の修正は行わない。

【工事調整会議】

- 全事務所で試行する。

【品質確保の取り組みの課題】

【成果品の品質評価】

- 適切な評価方法の具体的な手法の検討が必要である。
- 業務成績評定(二次評定)への反映方法についての検討が必要である。

【工事調整会議】

- 設計者に対する発注方式や積算方法の検討が必要である。